

# リノキノ人材紹介



ご案内

# ご紹介の方法のご案内

- 面接時は、弊社スタッフが同行して、お話を伺います。  
日本語での会話で通じるか・・・心配。



初めての外国人採用で、どんなことを質問すればよいのかわからな

弊社スタッフがサポートしますので、  
安心して面接を行ってください。



面接後の採用が決定しましたら、  
必要書類をお渡しいたします。

採用決定までは、料金が発生しませんので、  
何度でも面接を行うことが可能です。

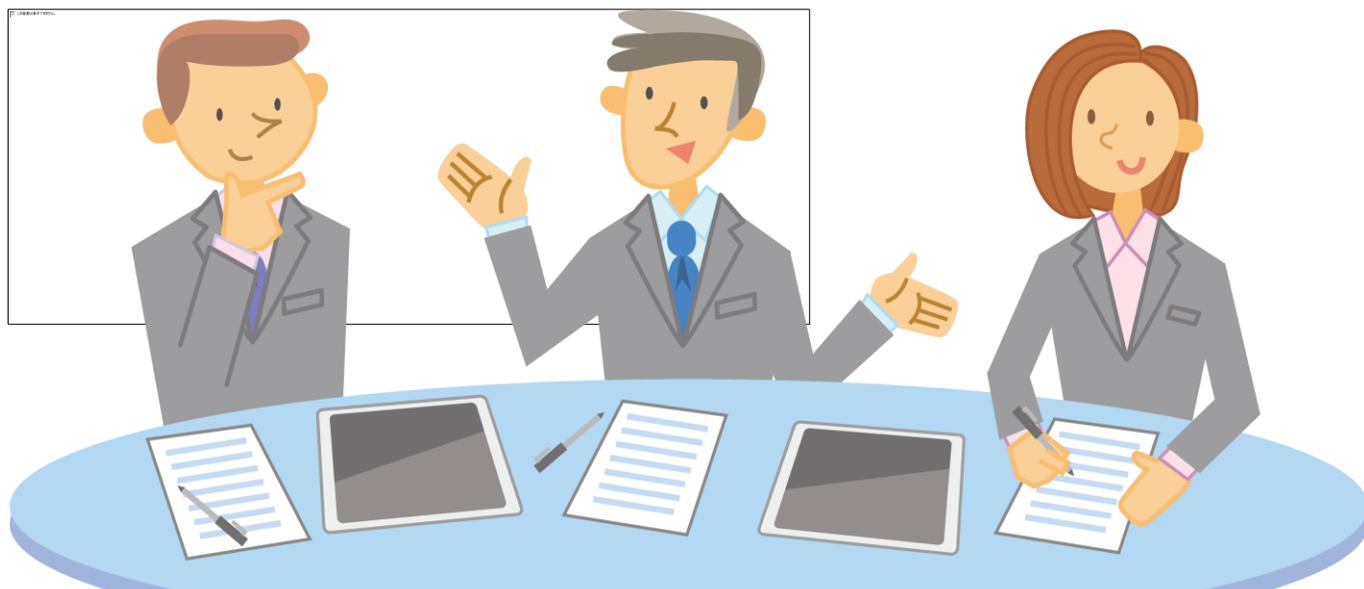
ぴったりと条件が合うまで、是非ご検討下さい！！

# 勤務開始から1か月で 再度確認。

勤務を開始したからといって、  
そのままには致しません。

勤務1か月、しっかりと行っていただいた方には、  
弊社スタッフが再度、お話を伺い、  
長期での勤務がしっかりと行えるようにサポート。

日本での暮らしに慣れたころ。  
色々な不満や希望を胸に抱いている方も  
多く、日本の暮らしや文化の違いにも  
まだまだ、慣れていない方も  
多くいらっしゃいます。  
そんな時は、日本での暮らしの中で困って  
いることも含め、  
弊社スタッフがしっかりと支えていきます。

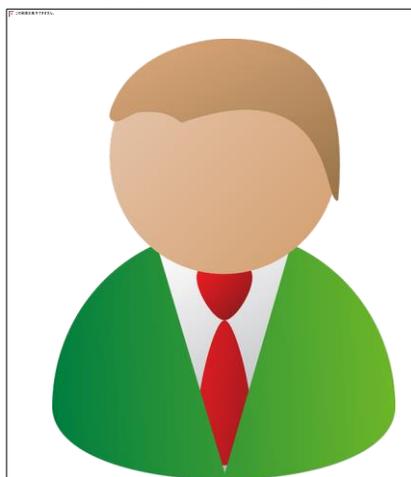


# 面接後の研修や 初回勤務までをサポート

- お互いに初めての事ばかりで、心配毎がたくさん。

そんなことも弊社でサポートします

初回の研修を実施したけれど・・・



「あれ？教えたことがわかっているの？」

お互いのお気持ちがすれ違わないように、  
初回勤務終了後にお話しを伺い、フィードバック致します。  
最初の一步が大切。  
これから、気持ち良い関係が作れるように致します。

勤務時間が思っていたものと  
違うみたいだな・・・



# 非正規雇用 ご紹介手数料等について

日本語学校や専門学校に通学している留学生や家族滞在の方は週28時間の就労が可能です。

隙間時間の補助、多忙な時間帯の補助が可能です

## • アルバイト人材紹介

留学生や家族滞在ビザで

就労可能な人材を紹介します。

\* コンビニエンスストア

\* 医療・介護補助

\* 飲食業

\* 軽作業等

• その他、必要な人材について、いつでもご相談下さい。

## ご紹介手数料

正社員（常勤40時間程度） 想定年収30%+TAX

アルバイト紹介 月々の就労回数の手数料+TAX  
一括での想定月収に応じた手数料+TAX

\* 詳しくは、別途お見積りをさせていただきます。



# 社員 ご紹介手数料等について

## ・専門人材紹介

高等教育を受けた就労可能な人材を紹介します。

- \* マネジメント
- \* I T
- \* 通訳
- \* その他専門技術職

## ご紹介手数料

正社員（常勤40時間程度） 想定年収25%+ T A X

\* 詳しくは、別途お見積りをさせていただきます。

- ・ その他、必要な人材について、いつでもご相談下さい。



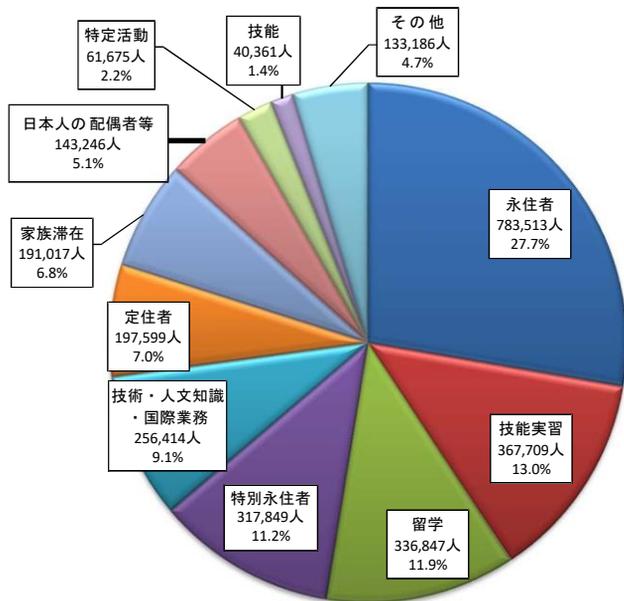
# 在留外国人の在留資格・国籍別内訳 (令和元年6月末)



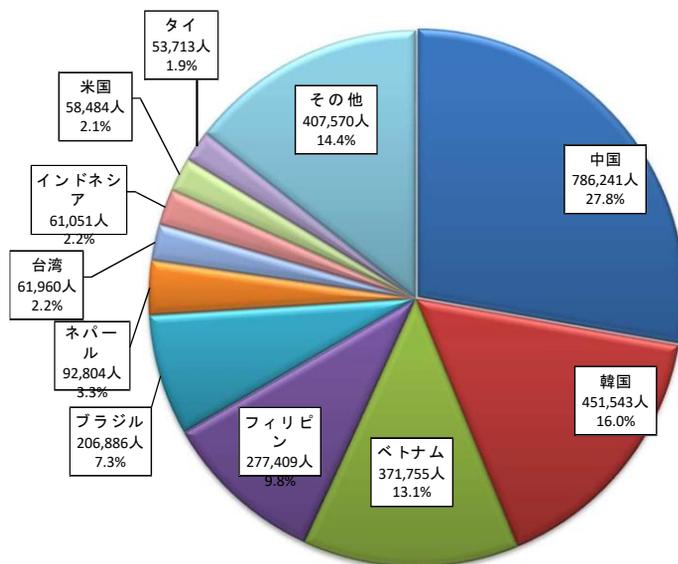
出入国在留管理庁  
Immigration Services Agency of Japan

在留外国人数（総数） 282万9,416人

在留資格別



国籍・地域別



# リノキノPR

---

## 1、リノキノの強み

- ・グループ企業に

『組合』『日本語学校』『社会福祉法人』がある為  
送り出し機関との連携がしっかりと出来ます。

介護事業を中心事業とした企業であり、受け入れ企業様の  
目線に立ったサポート、マッチングを行えます。

例)

ベトナム国

- ・送り出し機関より技能実習生の受け入れ。
- ・人材紹介会社より日本語留学生紹介、およびエージェント業務請負。
- ・有料職業紹介エージェント契約
- ・ベトナム現地医療法人と提携し、ハノイ市内に老人ホームの設立、運営サポート中。



# リノキノPR

---

## 2、得意とする国

- ・ 特定技能についてはフィリピンより、既に特定技能試験合格者を集めております。
- ・ 技能実習についてはベトナムより送り出しを行っております。
- ・ 特定技能の試験対策の為、タイ、ネパールにおいて現地企業と提携し教育事業を準備しています。

## 3、これまでの実績

- ・ 事業を開始してまだ1年足らずです。介護の特定技能は始まったばかりであり、これからの事業です。
- ・ 実績は2019年は『技術・人文知識・国際業務』のマッチングを10社程度行いました。丁寧なマッチングの為、ビザの不交付はゼロ件です。
- ・ 組合では介護の技能実習を昨年より開始し、今年夏頃より順次、入国が始まっています。



# 特定技能について

特定技能とは

→2018年秋に外国人受け入れ拡大の為に新設された制度

特定産業分野において外国人の就労が認められる在留資格。

## ・ 14業種

介護業、ビルクリーニング業、素形材産業、航空業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設業、造船・船用工業、自動車整備業、宿泊業、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業

特定分野の技能試験、日本語試験に合格が必要。

※技能実習が終了した段階で就労先で修了証または評価証があれば技能試験は免除できる。

特定技能1号

『人材不足の分野における相当程度の知識または経験を持つ外国人』

特定技能に変更できれば在留資格が5年延ばせる。

特定技能2号→『熟練された技能』

在留資格の制限がなくなり家族が呼べる等。

# 会社概要

商号 株式会社リノキノ  
代表取締役 赤沼 暢  
所在地 【千葉本社】  
〒270-0023 千葉県松戸市八ヶ崎8-16-1

Tel: 047-710-9711

Fax: 047-710-9472

【東京支社】  
〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-2-8

日本橋トウマビル2F

Tel: 03-5847-2323

Fax: 03-5847-2324

【松戸支社】  
〒270-0034 千葉県松戸市八ヶ崎7-33-1-202

Tel: 047-710-3195

Fax: 047-710-3196

資本金 10,000,000円

設立 2010年8月

許可番号 厚生労働大臣許可有料職業紹介事業  
: 12-ユ-300592

事業内容

人材教育事業 外国人人材 紹介派遣

R & D事業 市場調査・マーケティングリサーチ

介護、訪問介護事業 地域密着型通所介護通所

グローバルに働こう。



株式会社 リノキノ

人材教育事業部

T E L 047-710-3195

F A X 047-710-3196